平成２５年（フ）第１３３号
宮崎県日向市永江町２丁目107番地、前住所宮崎県日向市亀崎２丁目165番地　サンシャインハイツＡ棟101号
債務者　黒木　勝幸
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２８号
沖縄県石垣市字大浜464番地１　盛山アパート202
債務者　那覇　千草
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第５６号
山梨県大月市大月町真木3596番地１
債務者　長田あゆみ
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1426番地１サンクリスタルパート２　203号室
債務者　伊澤　誠之
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
広島県呉市音戸町波多見５丁目14番19号
債務者　河本　裕明
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２３号
長崎県五島市松山町570番地、住民票上の前住所長崎県五島市松山町463番地５
債務者　笠田　藤光
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第５９４号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原398番地　コンフォ箱根Ａ―201
債務者　香川　義之
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０１号
石川県加賀市山中温泉東町１丁目マ24番地１メゾン大和山中202号室山部きくみ方、住民票上の住所福井県坂井市三国町滝谷２丁目２番８号
債務者　千利濱幸男
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１０６号
石川県能美市吉原釜屋町ヌ４番地１
債務者　中村　久子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第５７５７号
大阪府豊中市浜１丁目23番19号
債務者　向井　和栄
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９号
兵庫県明石市西明石南町１丁目13番20号、前住所兵庫県明石市小久保２丁目２番地の14クレドール西明石３―1101号
債務者　稲田　彰宏
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
兵庫県明石市西明石南町１丁目13番20号
債務者　稲田和加子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
神戸市西区二ツ屋１丁目３番25―202号
債務者　島野　和彦
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
神戸市西区今寺37番地の２　ビューラーフジイ202号、前住所神戸市西区水谷１丁目１番32号
債務者　安藤　昌代
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
兵庫県淡路市仮屋１番地７　仮屋浜団地１
債務者　中来田允久
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６３号
兵庫県淡路市仮屋１番地７　仮屋浜団地１
債務者　中来田和子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係